誓約書

　請書により牧之原市（以下「市」という。）から借受けた市営住宅（以下、「本件住宅」という。）の使用に当たり、入居者及び連帯保証人は、公営住宅法及び牧之原市市営住宅管理条例当の法令及び下記事項を遵守することを誓約します。

１　［使用方法・目的］

(１)　入居者は、善良な管理者として本件住宅を使用します。

(２)　本件住宅の使用目的は、居住者用のみとし、その他の目的には使用しません。また賃借権の譲渡・転貸はしません。

(３)　本件住宅に居住する者は、入居者及びその同居者（以下「入居者という。」として、市の承認を受けた者とし、市の承認を受けた者以外の者を同居させません。

２　［家賃の支払］

　本件住宅の家賃（駐車場使用料が課せられている場合には、これを含む）として、毎年度、法令及び入居者の収入に基づき市長が決定する額を、毎月月末までに口座振替または納入通知書により金融機関の窓口で支払います。

３　［管理及び使用義務］

(１)　本件住宅の消耗部分修繕費は入居者が負担します。

(２)　入居者及びその来客が、故意・過失により本件住宅及び同団地内の他の入居者に損害を与えたときは、入居者は、市及び他の入居者の被った損害を賠償します。

(３)　入居者は、専有部分以外に所有物を放置しません。なお、放置に伴う所有物の破損・盗難について市に対し一切の請求を行いません。また、市営住宅の管理上支障があるときは、市が放置物を撤去・処分することに同意し、入居者は、一切の異議・請求を申し立てません。

(４)　入居者は、市の承諾なく、本件住宅の造作・模様替えを行いません。また、市の承諾を得て行った現状変更についても、退去する際には、自費により現状に復します。

(５)　入居者は、本件住宅の管理、保全、衛星、防犯、防火、救護等の目的で、入居者の同意を得て市の職員又は、市長の指名を受けた者が本件住宅への立入りを行うことを了承します。また、予め入居者の同意がない場合でも、安否確認等、緊急性があると市が判断した場合には、第三者の立会のもと本件住宅への立入りを行うことを了承します。

(６)　入居者は、市が入居者個人に係る情報を自治会、警察署、連帯保証人等に部屋番号・入退去年月日・世帯主指名その他必要な範囲で情報提供を行うことを了承します。

(７)　本件住宅の鍵（付属物置がある場合はその鍵を含む。）は、県から貸与された物であり、入居者は、その取扱い・保管に十分注意し、本件住宅を返還する際には、貸与された全ての鍵を返還します。万一、紛失した場合は、鍵の取り替え費用を負担します。

(８)　ゴミ等は、本件住宅の存する市町の定める分別方法に従い、決められた日時・場所に出します。

４［共益費及び自治会］

(１)　団地内の共同施設の使用や維持管理に必要な経費（以下、「共益費」という。）は次に掲げる経費とし、入居者の負担とする。なお、入居者で構成する自治会が共益費を入居者から徴収すること及びその支払いを管理することに同意します。

　ア　電気代・・・共用部分の照明、給排水施設の動力用電力の電気使用料

　イ　水道代・・・共用部分水栓の水道使用料

　　　ウ　衛生費・・・合併浄化槽の汲み取り清掃費、団地内清掃に要する経費

　　　エ　その他共用部分の維持管理に必要な消耗品費（電球、清掃用具等）

(２)　入居者が共益費を滞納したとき、滞納が解消されるまでの間、入居者の住所（退去後の住所を含む）、氏名、電話番号を自治会に提供することに同意します。

(３)　入居者は、本件住宅が所在する団地が行う自治会活動に協力することに同意します。

５［住宅の返還］

(１)　本件住宅を返還する場合、入居者は、牧之原市市営住宅管理条例に基づき、事前に返還届を提出します。

(２)　本件住宅を返還する場合、入居者は次の費用を負担します。

　　　①　畳表の裏返し、又は表替え修繕

　②　ふすまの張替え修繕

　③　故意または過失により破損した箇所の修繕

　④　増築、模様替え等工作物の撤去及び修繕

　⑤　その他入居者が負担すべき修繕及び費用

(３)　本件住宅の返還に対し、入居者は、本件住宅内にある所有物を全て搬出したうえで返還します。万一、残置物がある場合は、その所有権を放棄します。また、市がこれを処分等した場合、市に対し一切の異議申立て、何らの金銭の請求もいたしません。なお、県が処分等をした場合の費用は入居者が負担します。

(４)　本件住宅の返還日は、入居者が鍵を返還した日とします。なお、入居者が返還日を経過した後に、度々の督促にもかかわらず、鍵の返還がなかったときは、市が任意に鍵の返還を行うことに同意し、その費用を入居者が負担します。

６［契約の解除］

(１)　入居者が、次のいずれかに該当した場合は、市が本件住宅の賃貸借契約を解除できることに同意します。契約解除された場合、入居者は速やかに本件住宅から立退き、本件住宅を明渡します。

①　公営住宅法等の法令に基づき、入居者の立退きを請求できる場合

②　公営住宅法、同施行令、牧之原市市営住宅管理条例、同規則等の法令及び本誓約書の各条項に違反した場合

③　入居者が虚偽の申告や不正な行為により入居した場合

④　入居者が無断で本件住宅を20日以上使用しない場合

⑤　家賃の支払いを滞納した場合又は支払いが不可能となった場合

⑥　本件住宅又は団地内で、有害、危険、もしくは大声、泥酔、脅迫、その他近隣の迷惑となる行為をした場合

⑦　本件住宅内で、犬、猫等、鳥獣類を飼育した場合

⑧　入居者が市との信頼関係を著しく害する行為（団地内の周辺での警察の介入、窃盗、器物破損等）をした場合

⑨　入居者が反社会的と認められる団体（暴力団や過激な政治活動集団等）の構成員である場合及びその関係者をしばしば訪問させた場合

⑩　牧之原市市営住宅管理条例第28条第２項に規定される高額所得者に該当し、明渡し期限を経過した場合

(２)　前項に該当し、入居者が退去した後、万一、残置物がある場合は、その所有権を放棄します。また、市がこれを処分等した場合、市に対し、一切の異議申立て、及び何らの請求もいたしません。また、市が処分した場合の費用は入居者が負担します。

７［連帯保証義務］

(１)　連帯保証人は、入居者が法令等に違反した場合及び本誓約書の条項を守らなかった場合に、入居者に代わって一切の債務を負います。特に２に規定する家賃の支払いを遅延したことにより、家賃の未納の通知を受け取ったときは、直ちに連帯保証人が家賃を支払います。

(２)　連帯保証人は、入居者入居中及び退去時に入居者の負担となっている費用を支払わなかった場合は、直ちにその費用を支払います。また、入居者がその義務を履行しなかった場合は、入居者に代わり履行します。この場合、入居者は、連帯保証人の履行に対し、一切の異議を市に申し立てず、請求もしません。

(３)　連帯保証人は、住所変更、氏名変更等があった場合、市に届出をします。

８　［その他］

(１)　本件住宅の借受に当たり、公営住宅法の法令及びこの誓約書に記載がない場合は、民法及び慣習に従い誠意をもって円満な解決を図ります。

(２)　本件住宅にかかる争いについては、本件住宅の所在地を管轄する裁判所において行うことに同意します。

　　牧之原市長　様

　　　　　　　年　　月　　日

　　住所

入居者（契約者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

連帯保証人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印